CLOSE UP
環境
市内一斉清掃・高齢者世帯等の粗大ごみ個別回収



地域環境の美化保全のために、市内一斉清掃を実施します。また、同日に高齢者世帯等の粗大ごみ個別回収を実施します。

【市内一斉清掃】

■**実施日時**
12月6日（日）午前9時まで
※開始時間は地区によって異なります
中止の判断は12月4日（金）午後に行い、中止する場合のみ防災行政無線、ホームページ、市公式ラインで周知します。
※中止の場合、延期等の対応はありません

■**場所**
地域の道路や公園などの公共の場所

■**分別方法**
ごみを分別し、それぞれの指定袋に入れて、各地区の回収場所に出してください。
・可燃ごみ→白の袋
・草木・カン・ビン・その他の不燃ごみ→ピンクの袋
・土・泥→土のう袋

■**届け出書提出締め切り**
・11月16日（月）
※土砂類や剪定枝・草木の回収を必要とする地区は提出してください

【高齢者世帯等の粗大ごみ個別回収】

■**対象となる世帯**
以下の①～③すべてに当てはまる世帯
①65歳以上または障害者のみの世帯
②粗大ごみの持ち込みを頼める方がいない
③車等の輸送手段がない
※車がある世帯は対象外です

■**手数料**
1世帯につき1，570円（軽トラック1車分まで）
※実施日までにお支払いください

■**申し込み先**
本庁環境対策課または各支所

■**提出締め切り**　11月16日（月）

■**申し込み結果通知について**
申し込みがあり次第、環境対策課にて順次審査し、後日文書にてお知らせします。

問 環境対策課 ☎57-8508

CLOSE UP
募集
香南市スマホ教室を開催します！

「スマートフォンの操作の仕方、安全な使い方」を学ぶスマホ初心者向けの基礎的な講座を開催します。

デジタル初心者が安心してスマホの活用方法を学べる講習会です。

■**内容**
スマートフォンの安全な利用方法やAIの使い方 など

■**日時・場所**
・11月20日（金）
夜須公民館（大研修室）
・11月30日（月）
のいちふれあいセンター（2階第1・2・3研修室）
・12月4日（金）
赤岡市民館（ホール）
・12月11日（金）
吉川市民館（研修室A）
・12月21日（月）香我美市民館
10時～12時
「スマートフォンの安全な利用方法」
14時～16時「AIの使い方」

■**申し込み方法**
①**電話** 香我美市民館 ☎55-2143
②**下記QR**

■**対象者**
香南市民および市内在勤者

■**参加条件**
スマートフォンで使用しているメールアドレスおよび、
・Androidの方は、Googleアカウントとパスワード
・iPhoneの方は、AppleIDとパスワードが必要です。

■**定員** 各講座10名

■**参加料** 無料

■**講師**
NPO法人 香南市国際情報化推進協会

■**締め切り**
各講座開催日を含む8日前

問 香我美市民館 ☎55-2143

CLOSE UP
相談
犯罪被害者等の相談窓口について

11月1日から12月1日までの1か月は「犯罪被害者月間」です。香南市でも福祉事務所内に相談窓口を設置し、必要な支援をできる機関の情報提供などを行っています。



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

相談窓口	相談内容	相談時間
福祉事務所 ☎0887-57-8509	◆総合的な相談対応	8:30～12:00、13:00～16:00 土・日・祝日・年末年始は除く
〈警察〉警察総合相談窓口 ☎088-823-9110（#9110）	◆警察への相談全般	24時間対応
〈警察〉犯罪被害者ホットライン ☎088-871-3110	◆犯罪被害相談全般	24時間対応
〈高知県〉犯罪被害者等支援相談窓口 ☎088-823-9340 ※	◆犯罪被害全般 支援機関の調整	9:00～12:00、13:00～16:00 土・日・祝日・年末年始は除く
こうち被害者支援センター ☎088-854-7867 ※	◆犯罪被害者支援の相談付き添い支援	10:00～16:00 土・日・祝日・年末年始は除く
〈警察〉性犯罪被害相談電話 ☎＃8103（全国共通ダイヤル）	◆性犯罪被害に関する相談	24時間対応
〈警察〉性犯罪・DV・ストーカー等相談電話 ☎088-873-0110	◆性犯罪・DV・ストーカー等に関する相談	24時間対応
性暴力被害者サポートセンター こうち ☎0120-835-350（#8891）	◆性犯罪・性暴力被害に関する相談	9:00～17:00 日・祝日・年末年始は除く 上記時間外はコールセンターへ転送

※面接相談は要予約。秘密は厳守しますので安心してご相談ください

CLOSE UP
年金
国民年金保険料の育児免除制度について

10月1日から国民年金保険料の新たな育児免除制度が開始しています。

育児期間中の経済的な支援として、お子さまを養育する国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満で自営業・農林漁業者など）を対象に、そのお子さまが1歳になるまでの期間の国民年金保険料が免除されます。

■**対象者**
令和8年10月1日以降、1歳になるまでのお子さまを養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母。（親子関係が継続し、お子さまと同一住所であることが条件です。）

■**申請方法**
マイナポータルを利用した電子申請または紙による届け出が可能です。紙による届け出は、住民登録をしている市役所・町村役場の年金窓口または年金事務所へ提出をしてください。

※紙による届け出はマイナンバーまたは基礎年金番号が確認できる書類が必要です

ご注意ください！
・育児免除期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます
・国民年金第1号被保険者であれば、夫婦ともに育児免除制度の対象です
・所得制限はありません

詳細はコチラから▼



育児のための免除制度です！

問 南国年金事務所
☎088-864-1111
市民保険課 ☎57-8506